

報道関係資料

- 1 福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について（令和3年8月分）
- 2 本日から福岡県最低賃金額は870円になりました
～業務改善助成金をご利用ください～
- 3 11月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～
- 4 新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み
（令和3年9月時点）
- 5 福岡労働局のイベント等予定・トピックス
 - （1）【参集形式・オンライン】改正女性活躍推進法、改正育児・介護休業法等
説明会（事前予約制）
 - （2）【参集形式】雇用の維持・安定、人材確保のための支援制度説明会・個別
相談会（事前予約制）
 - （3）【対面式】大学等合同会社説明会（事前予約制）
～令和4年3月大学等卒業予定者等対象～
 - （4）【対面式】中小企業を対象とした合同会社説明会（事前予約制）
～令和4年3月大学等卒業予定者等対象～
 - （5）「働きやすか」度アンケートを実施します！
～事業主向け・労働者向け～



報道関係者 各位

令和3年10月1日

【照会先】職業安定部 職業安定課

課長 伊藤 欣文

地方労働市場情報官 木田 雄一

(直通電話)092 (434) 9801

雇用失業情勢（令和3年8月分）について

概 要

■ 現下の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが見られるものの、厳しさが見られ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注視する必要がある。

・有効求人倍率（季節調整値）は1.07倍で、前月を0.01ポイント下回った。

有効求人数（季節調整値）は前月に比べ1.6%増加した。

有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ2.9%増加した。

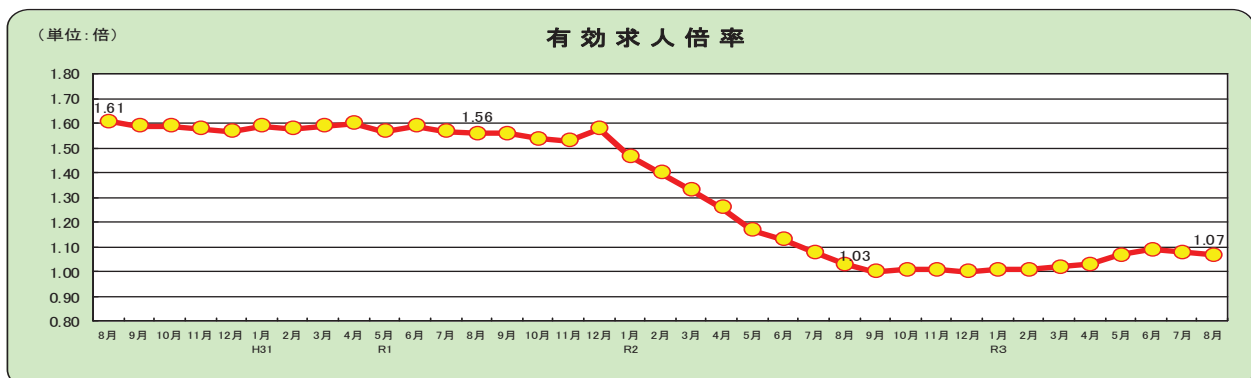
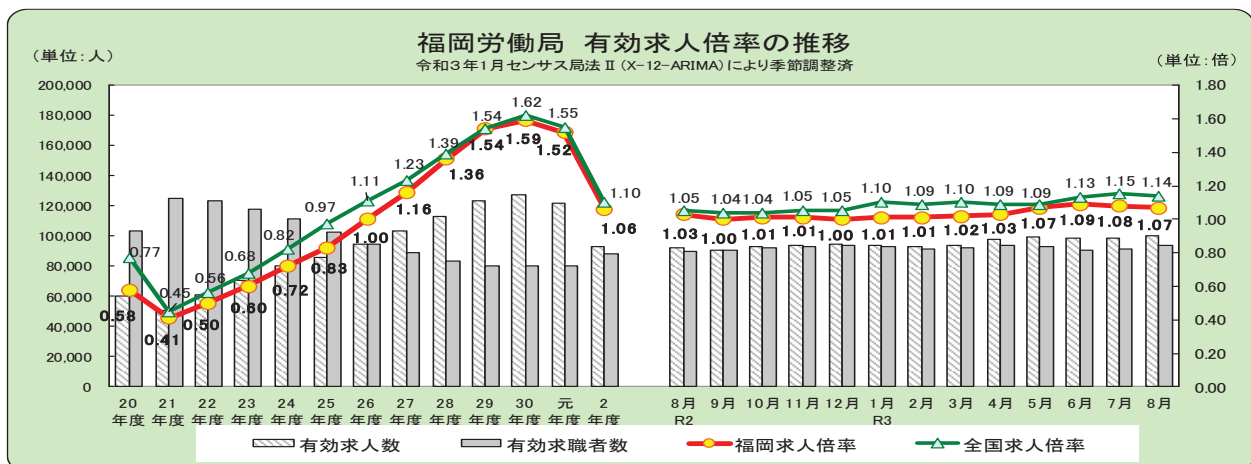
・新規求人倍率（季節調整値）は1.94倍で、前月を0.08ポイント上回った。

新規求人数（季節調整値）は前月に比べ3.8%増加した。

新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.5%減少した。

・新規求人数（原数値）は対前年同月比11.8%増と、6か月連続で増加した。

・新規求職者数（原数値）は対前年同月比5.8%増と、4か月ぶりに増加した。



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	1.03	1.07	1.09	1.08	1.07							
2年度	1.26	1.17	1.13	1.08	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02
元年度	1.60	1.57	1.59	1.57	1.56	1.56	1.54	1.53	1.58	1.47	1.40	1.33

1.数値は季節調整値である。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

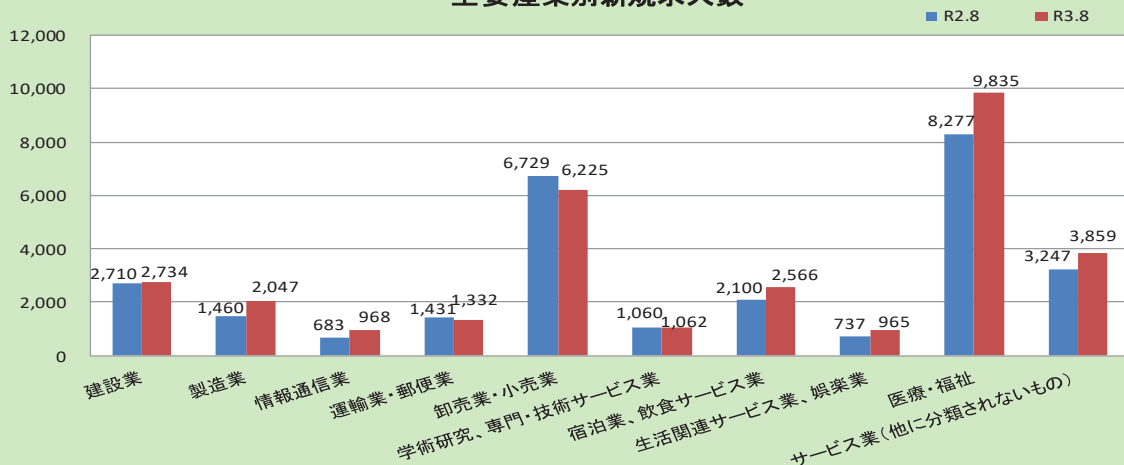
1 新規求人数の動向（原数値）【表1、表2、表6】

- 新規求人数は33,540人で、対前年同月比11.8%増と6か月連続で前年同月を上回った。
- 産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種では、建設業が8か月連続、製造業が7か月連続、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が6か月連続、宿泊・飲食サービス業が3か月連続、不動産業・物品賃貸業、生活関連サービス業・娯楽業が2か月連続、情報通信業、金融業・保険業が3か月ぶり、学術研究・専門・技術サービス業が2か月ぶりの増加。減少した業種は、卸売業・小売業が4か月連続、運輸業・郵便業が6か月ぶりの減少となった。
- 事業所規模別（前年同月比）にみると、全ての事業所規模において前年同月を上回った。（P6）

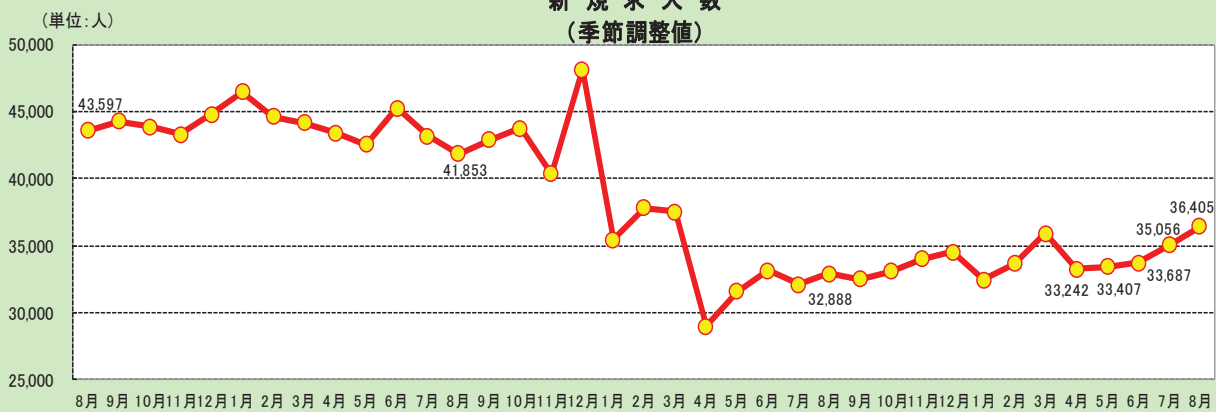
産業別新規求人数（対前年同月比）

○ 建設業	(0.9 %)	○ 製造業	(40.2 %)
○ 情報通信業	(41.7 %)	○ 運輸業、郵便業	(▲ 6.9 %)
○ 卸売業、小売業	(▲ 7.5 %)	○ 金融業、保険業	(46.4 %)
○ 不動産業、物品賃貸業	(34.0 %)	○ 学術研究、専門技術サービス業	(0.2 %)
○ 宿泊業、飲食サービス業	(22.2 %)	○ 生活関連サービス業、娯楽業	(30.9 %)
○ 医療、福祉	(18.8 %)	○ サービス業（他に分類されないもの）	(18.8 %)

主要産業別新規求人数



新規求人数
（季節調整値）



《参考》■新規求人数（季節調整値）の推移

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	33,242	33,407	33,687	35,056	36,405							
2年度	28,964	31,548	33,116	32,113	32,888	32,522	33,056	34,007	34,514	32,414	33,649	35,891
元年度	43,403	42,573	45,276	43,207	41,853	42,907	43,784	40,361	48,172	35,467	37,837	37,524

※新規卒卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)。令和2年12月以前の数値は令和3年1月分公表時に新季節指数により改定。

2 新規求職者の動向（原数値）【表1、表3、表4、表6】

- 新規求職者（パート含む）は17,229人で、対前年同月比5.8%増と、4か月ぶりに前年同月を上回った。

なお、男性求職者は対前年同月比15.1%増加し、女性求職者は0.7%減少した。

また、年齢別では各年齢層で前年同月を上回った。（P7）

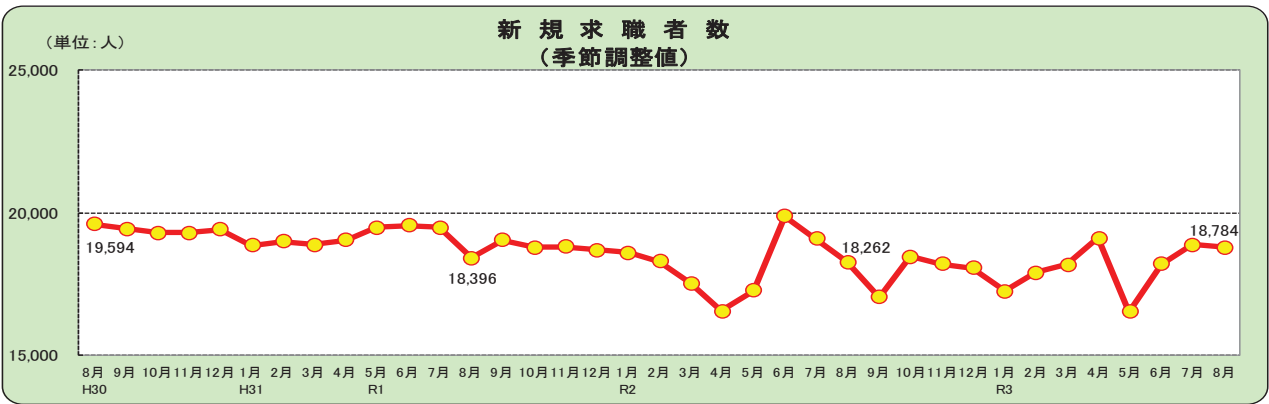
- 新規常用求職者（パートを除く）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比0.9%増（5か月ぶり）、うち事業主都合は同19.4%減（5か月連続）、自己都合は同7.4%増（2か月連続）となった。

また、在職者は同21.5%増（7か月連続）、無業者は同3.9%減（6か月ぶり）となった。

新規常用求職者の推移（パートを除く）

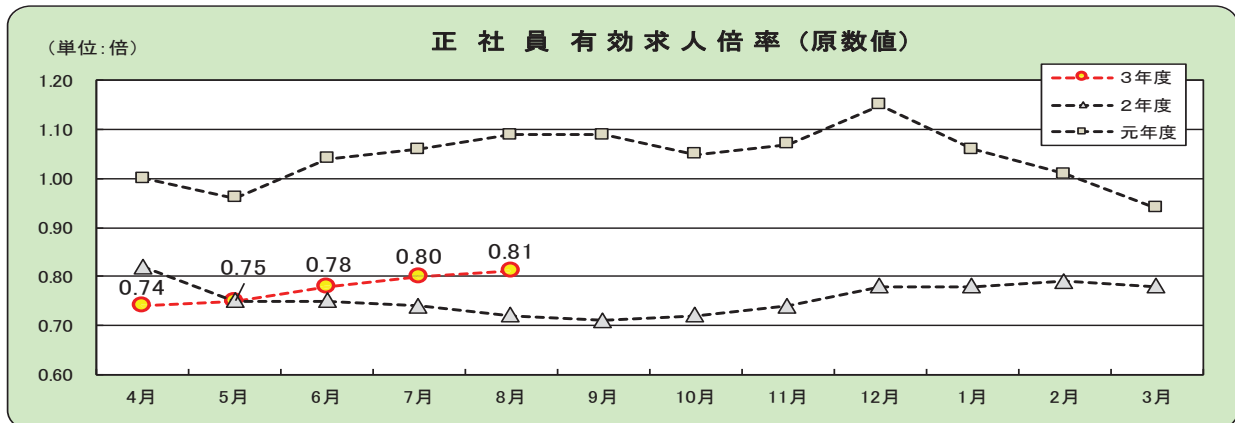
	求職者数 (合計)	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者				無業者			
			前年同月比		前年同月比		うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比		前年同月比
26年度計	199,626	▲ 6.9	57,801	▲ 0.7	123,008	▲ 8.2	33,689	▲ 13.1	83,284	▲ 6.1	18,817	▲ 15.7
27年度計	186,149	▲ 6.8	55,916	▲ 3.3	114,644	▲ 6.8	29,847	▲ 11.4	79,182	▲ 4.9	15,589	▲ 17.2
28年度計	171,342	▲ 8.0	53,711	▲ 4.0	104,249	▲ 9.1	25,745	▲ 13.7	73,526	▲ 7.1	13,382	▲ 14.2
29年度計	161,433	▲ 5.8	51,818	▲ 3.5	98,062	▲ 5.9	22,985	▲ 10.7	70,604	▲ 4.0	11,553	▲ 13.7
30年度計	155,028	▲ 4.0	48,375	▲ 6.6	96,283	▲ 1.8	23,307	1.4	68,717	▲ 2.7	10,370	▲ 10.2
元年度計	149,280	▲ 3.7	44,142	▲ 8.8	95,896	▲ 0.4	23,827	2.2	67,788	▲ 1.4	9,242	▲ 10.9
2年度計	142,836	▲ 4.3	38,412	▲ 13.0	96,042	0.2	28,699	20.4	63,312	▲ 6.6	8,382	▲ 9.3
8月	10,699	▲ 6.4	2,925	▲ 17.4	7,078	▲ 1.9	2,030	25.5	4,757	▲ 10.4	696	4.0
9月	10,878	▲ 10.6	2,880	▲ 16.9	7,318	▲ 8.0	2,194	24.2	4,848	▲ 17.8	680	▲ 8.2
10月	12,436	▲ 2.2	3,266	▲ 7.9	8,450	0.5	2,571	21.7	5,508	▲ 7.3	720	▲ 6.0
11月	9,904	▲ 6.4	2,787	▲ 16.1	6,533	▲ 1.0	1,769	8.9	4,484	▲ 5.0	584	▲ 10.7
12月	9,109	▲ 4.4	2,896	▲ 13.3	5,714	1.4	1,593	9.6	3,883	▲ 1.6	499	▲ 10.3
3年 1月	12,305	▲ 8.6	3,895	▲ 12.1	7,795	▲ 6.3	2,041	2.0	5,442	▲ 8.7	615	▲ 14.3
2月	12,260	0.3	4,352	1.9	7,208	▲ 0.3	1,860	10.6	5,030	▲ 4.1	700	▲ 3.6
3月	13,630	3.6	4,307	0.5	8,139	3.8	1,969	6.1	5,819	2.8	1,184	15.6
4月	15,888	2.9	3,127	25.4	11,695	▲ 4.6	3,704	▲ 12.3	7,259	▲ 1.6	1,066	53.6
5月	10,472	▲ 8.9	2,719	15.0	7,086	▲ 17.4	1,810	▲ 35.6	4,935	▲ 8.5	667	19.3
6月	11,603	▲ 9.4	3,320	3.8	7,442	▲ 15.8	1,802	▲ 36.7	5,322	▲ 6.6	841	10.5
7月	11,486	▲ 3.3	3,336	9.5	7,447	▲ 8.5	1,922	▲ 30.2	5,184	2.1	703	1.9
8月	11,362	6.2	3,553	21.5	7,140	0.9	1,637	▲ 19.4	5,111	7.4	669	▲ 3.9

《参考》■新規求職者数（季節調整値）の推移



3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

- 正社員有効求人倍率は0.81倍となり、前年同月を0.09ポイント上回った。



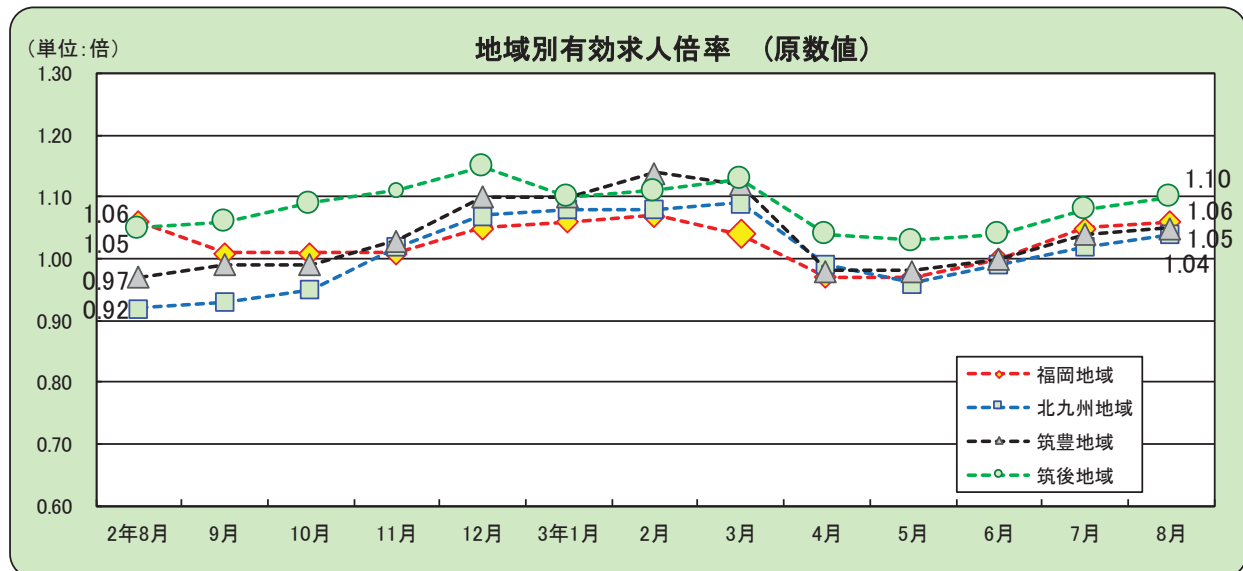
正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81							
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78
元年度	1.00	0.96	1.04	1.06	1.09	1.09	1.05	1.07	1.15	1.06	1.01	0.94

数値は原数値である。

注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

4 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表6】

- 有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は1.06倍で前年同月と同水準となった。北九州地域は1.04倍で0.12ポイント、筑豊地域は1.05倍で0.08ポイント、筑後地域は1.10倍で0.05ポイントそれぞれ前年同月を上回った。



地域別有効求人倍率	2年8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
福岡地域	1.06	1.01	1.01	1.01	1.05	1.06	1.07	1.04	0.97	0.97	1.00	1.05	1.06
北九州地域	0.92	0.93	0.95	1.02	1.07	1.08	1.08	1.09	0.99	0.96	0.99	1.02	1.04
筑豊地域	0.97	0.99	0.99	1.03	1.10	1.10	1.14	1.12	0.98	0.98	1.00	1.04	1.05
筑後地域	1.05	1.06	1.09	1.11	1.15	1.10	1.11	1.13	1.04	1.03	1.04	1.08	1.10

数値は原数値である。

表 1 一般職業紹介状況

令和3年8月

		3年 8月	3年 7月	2年 8月	対前月 増減率、差 (%、ポイント)	原数値 対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 増減率、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数 (人)	93,955 93,485	91,289 92,604	90,169 88,940	1.0	5.1	2.9
	2 新規求職申込件数 (件)	18,784 17,229	18,872 17,281	18,262 16,289	-0.3	5.8	-0.5
	3 月間有効求人数 (人)	100,367 99,062	98,764 97,105	92,522 90,859	2.0	9.0	1.6
	4 新規求人数 (人)	36,405 33,540	35,056 34,334	32,888 30,011	-2.3	11.8	3.8
	5 就職件数 (件)	3,828	4,232	3,918	-9.5	-2.3	—
	6 有効求人倍率 (季調値) (倍)	1.07	1.08	1.03	—	—	-0.01
	7 新規求人倍率 (季調値) (倍)	1.94	1.86	1.80	—	—	0.08
一 般	1 月間有効求職者数 (人)	59,510	58,742	58,010	1.3	2.6	
	2 新規求職申込件数 (件)	11,380	11,509	10,720	-1.1	6.2	
	3 月間有効求人数 (人)	61,261	60,153	54,206	1.8	13.0	
	4 新規求人数 (人)	20,033	20,742	17,351	-3.4	15.5	
	5 就職件数 (件)	2,271	2,413	2,325	-5.9	-2.3	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.03	1.02	0.93	0.01	0.10	
	7 新規求人倍率 (倍)	1.76	1.80	1.62	-0.04	0.14	
パ ー ト	1 月間有効求職者数 (人)	33,975	33,862	30,930	0.3	9.8	
	2 新規求職申込件数 (件)	5,849	5,772	5,569	1.3	5.0	
	3 月間有効求人数 (人)	37,801	36,952	36,653	2.3	3.1	
	4 新規求人数 (人)	13,507	13,592	12,660	-0.6	6.7	
	5 就職件数 (件)	1,557	1,819	1,593	-14.4	-2.3	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.11	1.09	1.19	0.02	-0.08	
	7 新規求人倍率 (倍)	2.31	2.35	2.27	-0.04	0.04	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。

ただし「全数」1～4欄上段及び6、7欄は 季節調整値。

季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。(令和3年2月改定済み)

表2 産業別、規模別一般新規求人状況

令和3年8月

	全 数	パート除く	パートタイム	対 前 年 増 減 率 (%)		
				全 数	パート除く	パートタイム
合 計	33,540	20,033	13,507	11.8	15.5	6.7
A、B 農林漁業	150	75	75	24.0	70.5	-2.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6	4	2	100.0	100.0	100.0
(052 石炭・亜炭鉱業)	0	0	0	----	----	----
D 建設業	2,734	2,594	140	0.9	5.7	-45.3
(06 総合工事業)	1,315	1,245	70	6.6	10.1	-32.0
E 製造業	2,047	1,586	461	40.2	38.5	46.3
09 食料品製造業	509	284	225	21.2	4.8	51.0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	36	14	22	56.5	180.0	22.2
11 繊維工業	36	18	18	-20.0	-21.7	-18.2
12 木材・木製品製造業	40	35	5	81.8	105.9	0.0
13 家具・装備品製造業	60	50	10	57.9	51.5	100.0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	18	9	9	12.5	-18.2	80.0
15 印刷・同関連業	57	37	20	46.2	54.2	33.3
16 化学工業	139	125	14	231.0	247.2	133.3
17 石油製品・石炭製品製造業	5	5	0	-28.6	-28.6	----
18 プラスチック製品製造業	58	39	19	-17.1	-31.6	46.2
19 ゴム製品製造業	33	32	1	175.0	220.0	-50.0
21 窯業・土石製品製造業	103	94	9	83.9	67.9	#DIV/0!
22 鉄鋼業	86	83	3	43.3	43.1	50.0
23 非鉄金属製造業	14	13	1	133.3	116.7	----
24 金属製品製造業	262	237	25	26.6	24.7	47.1
25 はん用機械器具製造業	174	157	17	87.1	91.5	54.5
26 生産用機械器具製造業	83	81	2	5.1	14.1	-75.0
27 業務用機械器具製造業	19	18	1	46.2	200.0	-85.7
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	51	35	16	325.0	400.0	220.0
29 電気機械器具製造業	109	91	18	101.9	97.8	125.0
30 情報通信機械器具製造業	6	5	1	200.0	400.0	0.0
28,30 ハードウェア製造関係	57	40	17	307.1	400.0	183.3
31 輸送用機械器具製造業	120	108	12	2.6	-2.7	100.0
(311 自動車・同附属品)	103	96	7	47.1	41.2	250.0
(313 船舶製造・修理業、船用機関)	7	4	3	-66.7	-80.0	200.0
(273, 274, 275, 323 精密機械器具等)	13	13	0	8.3	116.7	-100.0
(275 光学機械器具・レンズ)	0	0	0	----	----	----
(323 時計・同部分品)	0	0	0	----	----	----
20,32 その他の製造業	29	16	13	7.4	-5.9	30.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	26	23	3	18.2	15.0	50.0
G 情報通信業	968	881	87	41.7	43.0	29.9
(39 情報サービス業)	757	697	60	45.6	47.4	27.7
H 運輸業、郵便業	1,332	1,108	224	-6.9	4.9	-40.3
I 卸売業、小売業	6,225	2,809	3,416	-7.5	-12.5	-2.9
(50～55 卸売業)	1,041	720	321	-2.1	8.4	-19.5
(56～61 小売業)	5,184	2,089	3,095	-8.5	-18.0	-0.8
(56 各種商品小売業)	1,336	421	915	49.4	1215.6	6.1
J 金融業、保険業	164	108	56	46.4	47.9	43.6
K 不動産業、物品賃貸業	658	352	306	34.0	6.0	92.5
(70 物品賃貸業)	194	126	68	6.0	-10.0	58.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,062	765	297	0.2	12.7	-22.0
(73 広告業)	66	46	20	78.4	170.6	0.0
M 宿泊業、飲食サービス業	2,566	794	1,772	22.2	42.8	14.8
(75 宿泊業)	112	27	85	7.7	-20.6	21.4
(76 飲食店)	2,104	744	1,360	10.0	50.0	-4.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	965	530	435	30.9	41.0	20.5
O 教育、学習支援業	683	356	327	93.5	122.5	69.4
P 医療、福祉	9,835	5,632	4,203	18.8	22.7	14.0
(83 医療業)	3,460	2,193	1,267	20.1	19.6	20.9
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	6,338	3,418	2,920	17.7	24.3	10.7
Q 複合サービス事業	82	49	33	-36.4	-15.5	-53.5
R サービス業（他に分類されないもの）	3,859	2,299	1,560	18.8	20.9	16.0
S、T 公務・その他	178	68	110	-48.6	-12.8	-59.0
事 所 規 模						
4人以下	5,582	3,244	2,338	7.0	10.2	2.8
5～29	17,167	10,224	6,943	12.3	14.1	9.8
業 30～99	6,758	4,274	2,484	7.0	17.5	-7.2
所 100～299	3,184	1,859	1,325	32.8	34.7	30.2
規 300～499	356	244	112	2.6	-9.0	41.8
模 500～999	221	137	84	6.8	9.6	2.4
1000人以上	272	51	221	14.8	54.5	8.3

表3 一般求職者内訳

	3年8月	3年7月	2年8月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者	※ 17,229	※ 17,281	※ 16,289	5.8
男	7,666	7,703	6,660	15.1
女	9,556	9,566	9,621	-0.7
うち受給者	5,469	5,788	5,445	0.4
有効求職者	※ 93,485	※ 92,604	※ 88,940	5.1
男	41,277	40,507	38,418	7.4
女	52,108	51,979	50,424	3.3
うち受給者	43,373	43,663	44,331	-2.2

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表4 年齢別常用新規・有効の求職状況

	3年8月	3年7月	2年8月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求人	29,189	30,340	26,762	9.1
新規求職	17,182	17,225	16,223	5.9
29歳以下	3,411	3,368	3,352	1.8
30～44歳	5,108	5,111	5,031	1.5
45～54歳	3,527	3,449	3,165	11.4
55歳以上	5,136	5,297	4,675	9.9
新規求人倍率	1.70	1.76	1.65	0.05
有効求人	87,729	86,187	80,998	8.3
有効求職	93,217	92,332	88,635	5.2
29歳以下	17,853	17,757	17,305	3.2
30～44歳	27,285	26,910	27,077	0.8
45～54歳	19,511	19,279	18,372	6.2
55歳以上	28,568	28,386	25,881	10.4
有効求人倍率	0.94	0.93	0.91	0.03

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。(原数値)

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和3年8月

		3年8月	3年7月	2年8月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
パート タイムを 除く 常用	1 月間有効求職者数 (人)	59,417	58,655	57,886	2.6
	2 新規求職申込件数 (件)	11,362	11,486	10,699	6.2
	3 月間有効求人数 (人)	57,924	56,932	51,415	12.7
	4 新規求人数 (人)	19,046	19,524	16,595	14.8
	5 就職件数 (件)	2,202	2,329	2,241	-1.7
	6 充足数 (件)	2,280	2,357	2,317	-1.6
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	0.97	0.97	0.89	0.08
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.68	1.70	1.55	0.13
	9 就職率(5/2×100)(%)	19.4	20.3	20.9	-1.5
	10 充足率(6/4×100)(%)	12.0	12.1	14.0	-2.0
正 社 員	11 月間有効求人数 (人)	48,034	47,119	41,921	14.6
	12 新規求人数 (人)	15,715	16,360	13,230	18.8
	13 就職件数 (件)	1,843	1,908	1,846	-0.2
	14 充足数 (件)	1,907	1,903	1,909	-0.1
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.81	0.80	0.72	0.09
	16 充足率(14/12×100)(%)	12.1	11.6	14.4	-2.3
常用 的 パート タイム	17 月間有効求職者数 (人)	33,800	33,677	30,749	9.9
	18 新規求職申込件数 (件)	5,820	5,739	5,524	5.4
	19 月間有効求人数 (人)	29,805	29,255	29,583	0.8
	20 新規求人数 (人)	10,143	10,816	10,167	-0.2
	21 就職件数 (件)	1,397	1,621	1,437	-2.8
	22 充足数 (件)	1,484	1,680	1,517	-2.2
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	0.88	0.87	0.96	-0.08
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	1.74	1.88	1.84	-0.10
	25 就職率(21/18×100)(%)	24.0	28.2	26.0	-2.0
	26 充足率(22/20×100)(%)	14.6	15.5	14.9	-0.3

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6 雇用失業情勢主要指標(福岡県)

		令和2年度				令和3年度			
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	全国	1.54 0.15	1.62 0.08	1.55 ▲0.07	1.10 ▲0.45	1.05 ▲0.04	1.04 ▲0.01	1.05 ▲0.01	1.10 ▲0.01
	福岡県	1.54 0.18	1.59 0.05	1.52 ▲0.07	1.06 ▲0.46	1.03 ▲0.05	1.00 ▲0.03	1.01 ▲0.01	1.09 ▲0.01
有効求人倍率	福岡	1.70 0.21	1.75 0.05	1.67 ▲0.08	1.08 ▲0.59	1.06 ▲0.66	1.01 ▲0.71	1.07 ▲0.68	1.04 ▲0.46
	北九州	1.40 0.14	1.44 0.04	1.37 ▲0.07	1.00 ▲0.37	0.92 ▲0.46	0.93 ▲0.45	1.02 ▲0.30	0.96 ▲0.18
	筑豊	1.25 0.18	1.28 0.03	1.26 ▲0.02	1.04 ▲0.22	0.97 ▲0.31	0.99 ▲0.30	1.03 ▲0.04	0.98 ▲0.02
	筑後	1.43 0.17	1.48 0.05	1.42 ▲0.06	1.09 ▲0.33	1.05 ▲0.39	1.06 ▲0.38	1.07 ▲0.33	1.04 ▲0.22
新規求人倍率	全国	2.29 0.21	2.42 0.13	2.35 ▲0.07	1.90 ▲0.45	1.83 ▲0.13	1.97 ▲0.14	1.88 ▲0.08	1.99 ▲0.11
	福岡県	2.22 0.24	2.31 0.09	2.23 ▲0.08	1.82 ▲0.41	1.80 ▲0.12	1.91 ▲0.11	1.88 ▲0.03	1.98 ▲0.10
有効求人数		520,855 8.0	533,135 2.4	499,861 ▲6.2	394,204 ▲13.8	30,011 ▲26.5	33,055 ▲21.3	34,234 ▲11.3	37,851 ▲3.3
新規求職者数		79,813 ▲3.9	79,988 0.2	80,140 0.2	88,133 10.0	88,940 11.3	90,533 13.4	87,842 14.7	93,468 17.3
新規求職者数		235,093 ▲3.7	230,614 ▲1.9	224,296 ▲2.7	216,236 ▲3.6	16,289 ▲3.7	17,062 ▲7.8	18,360 ▲10.4	20,708 ▲9.0
就職件数		75,852 ▲5.3	70,952 ▲6.5	64,443 ▲9.2	53,164 ▲17.5	3,918 ▲19.0	4,366 ▲19.9	4,514 ▲5.7	6,409 ▲6.5
雇用保険適用事業所数		91,302 3.8	92,177 1.0	92,993 0.9	94,731 1.9	94,781 1.7	94,394 1.8	95,162 2.0	95,620 2.4
雇用保険被保険者数		1,694,716 3.8	1,720,331 1.5	1,749,147 1.7	1,769,489 1.2	1,774,205 1.3	1,773,619 1.3	1,770,328 0.9	1,770,459 1.0
資格取得者数		384,023 1.9	377,389 ▲1.7	378,074 0.2	344,650 ▲8.8	22,678 ▲20.5	23,560 ▲12.1	22,646 ▲8.5	26,039 ▲0.1
資格喪失者数		342,213 4.6	354,057 3.5	353,251 ▲0.2	330,242 ▲6.5	23,029 ▲17.8	23,929 ▲12.1	21,804 ▲7.1	26,269 ▲7.2
受給者実人員(一般)		19,008 ▲5.8	19,162 0.8	19,517 1.9	22,673 16.2	26,537 23.4	26,325 24.3	21,980 14.9	21,898 24.2
完全失業率		2.7	2.4	2.3	2.9	3.0	2.9	2.9	2.6
九州ブロック(福岡県)		-	-	-	-	3.0(3.1)	3.1(3.1)	3.1(3.1)	3.1(3.1)
全国		-	-	-	-	3.0(3.1)	3.1(3.1)	3.1(3.1)	3.2(3.2)
※		-	-	-	-	3.0(3.1)	3.1(3.1)	3.1(3.1)	3.2(3.2)

(注)1. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(令和3年2月改定)。完全失業率(全国)は季節調整値。※は公表翌月に記載。

2. 緑色は、前年同月比。

3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。

4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。

5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

九州・沖縄地域の雇用失業情勢
(令和3年8月分)

○有効求人倍率（季節調整値）は1.12倍となり、前月を0.02ポイント下回った。

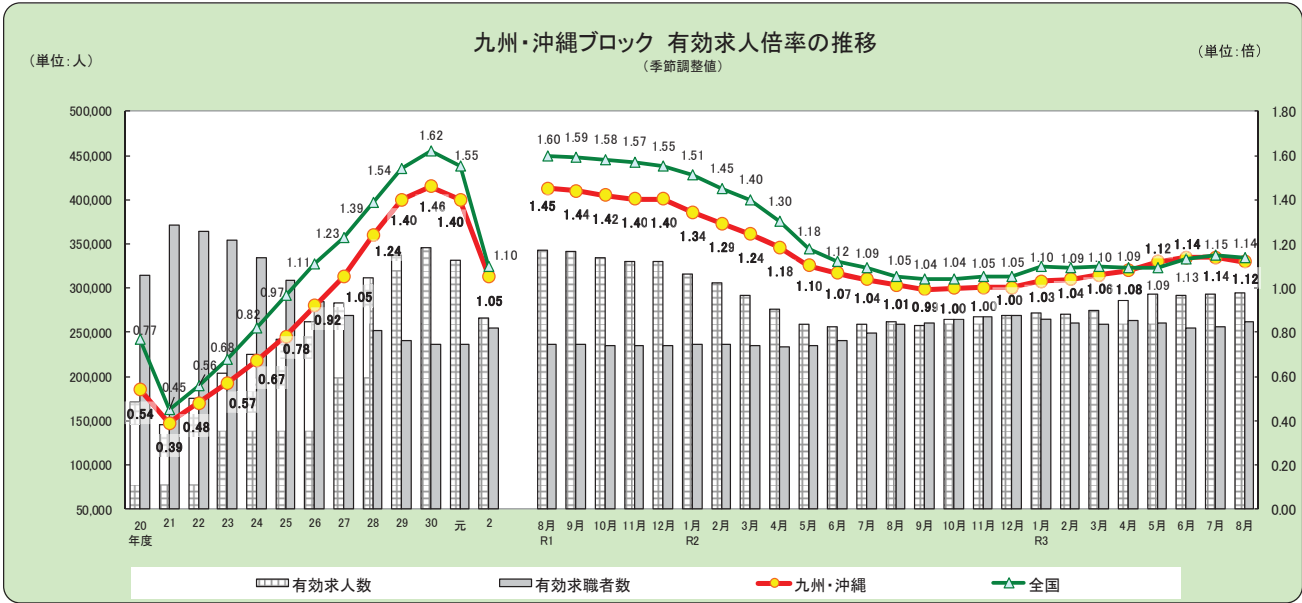
- ・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ0.5%増と2か月連続で増加した。
- ・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ2.2%増と2か月連続で増加した。

○新規求人倍率（季節調整値）は1.89倍となり、前月を0.03ポイント上回った。

- ・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ0.8%増と4か月連続で増加した。
- ・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.6%減と3か月ぶりに減少した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ13.1%増加した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ7.4%増加した。



■九州・沖縄ブロック

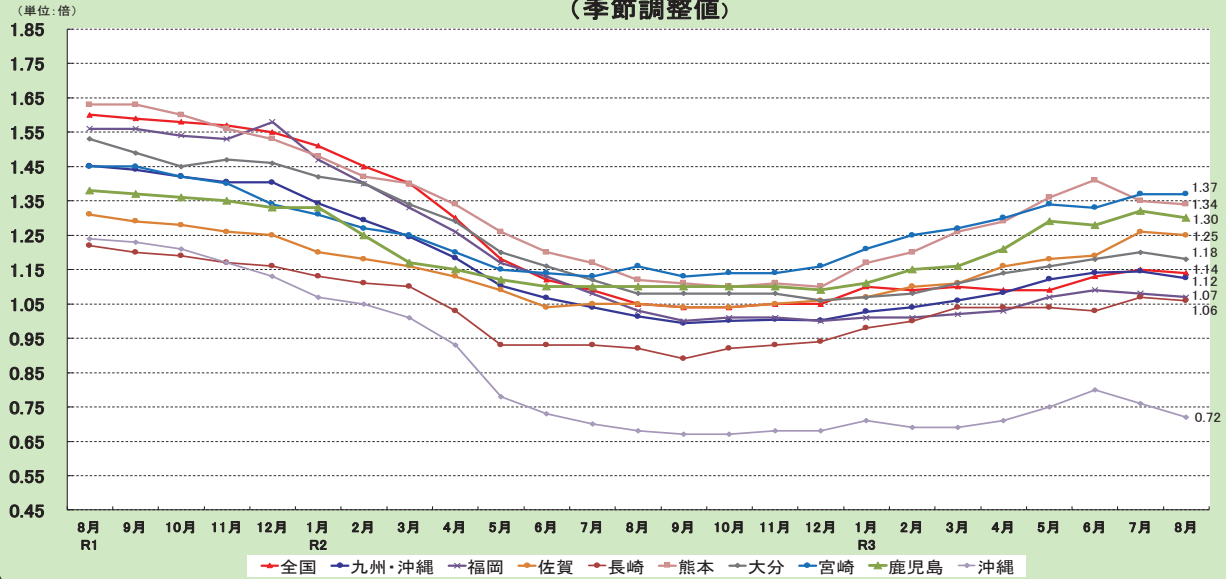
有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	1.08	1.12	1.14	1.14	1.12							
令和2年度	1.18	1.10	1.07	1.04	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.48	1.46	1.45	1.44	1.42	1.40	1.40	1.34	1.29	1.24
平成30年度	1.44	1.46	1.49	1.50	1.49	1.48	1.46	1.45	1.44	1.45	1.45	1.45

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	285,640	292,930	291,167	293,454	294,814							
令和2年度	276,110	259,334	256,638	259,268	262,157	258,378	264,372	268,253	269,546	272,148	270,615	275,078
令和元年度	347,437	348,490	350,783	347,838	343,286	341,317	333,806	330,119	330,216	316,543	306,497	291,827
平成30年度	344,231	348,933	351,933	349,151	348,032	345,720	343,073	340,236	341,421	343,398	343,038	343,161

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	263,791	261,060	255,297	256,404	262,073							
令和2年度	233,281	235,078	240,412	249,260	258,729	260,104	264,195	267,174	268,962	264,960	260,314	259,662
令和元年度	236,586	238,279	237,774	238,286	236,512	236,937	234,910	235,111	235,249	235,728	236,997	234,433
平成30年度	238,773	239,538	235,468	233,505	234,106	234,190	234,954	234,450	236,590	237,064	237,043	237,044

※数値は季節調整値。令和2年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

九州・沖縄八県の有効求人倍率の推移 (季節調整値)

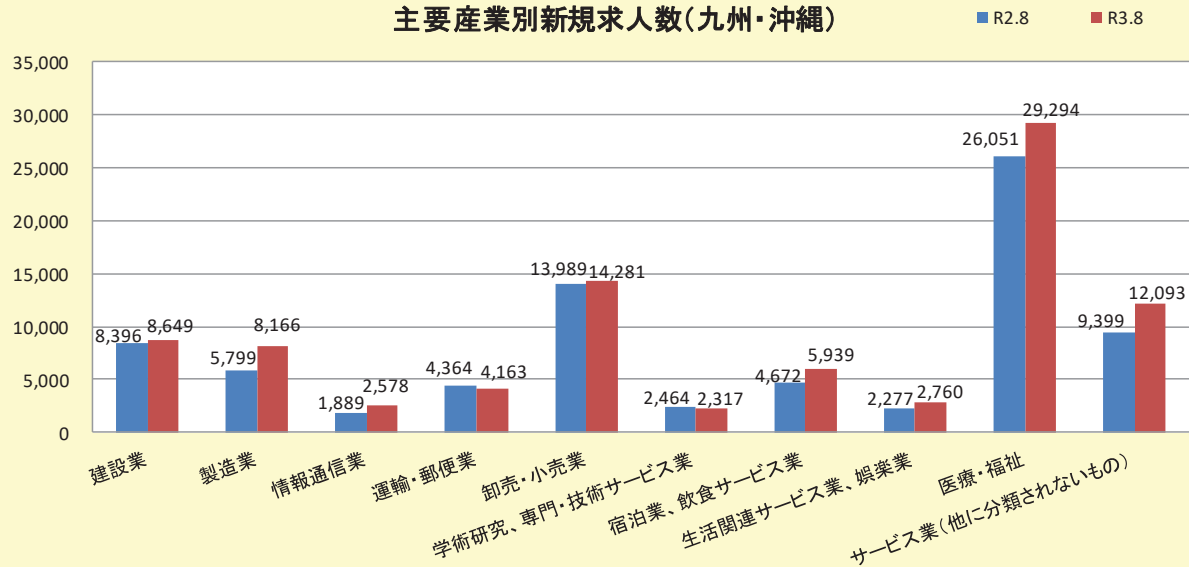


	8月	9月	10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	前月差
全国	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	▲ 0.01
九州・沖縄	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.03	1.04	1.06	1.08	1.12	1.14	1.14	1.12	▲ 0.02
福岡	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03	1.07	1.09	1.08	1.07	▲ 0.01
佐賀	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06	1.07	1.10	1.11	1.16	1.18	1.19	1.26	1.25	▲ 0.01
長崎	0.92	0.89	0.92	0.93	0.94	0.98	1.00	1.04	1.04	1.04	1.03	1.07	1.06	▲ 0.01
熊本	1.12	1.11	1.10	1.11	1.10	1.17	1.20	1.26	1.29	1.36	1.41	1.35	1.34	▲ 0.01
大分	1.08	1.08	1.08	1.08	1.06	1.07	1.08	1.11	1.14	1.16	1.18	1.20	1.18	▲ 0.02
宮崎	1.16	1.13	1.14	1.14	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30	1.34	1.33	1.37	1.37	0.00
鹿児島	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16	1.21	1.29	1.28	1.32	1.30	▲ 0.02
沖縄	0.68	0.67	0.67	0.68	0.68	0.71	0.69	0.69	0.71	0.75	0.80	0.76	0.72	▲ 0.04

産業別新規求人数の対前年同月比 (九州・沖縄計)

建設業	(3.0 %)	製造業	(40.8 %)
情報通信業	(36.5 %)	運輸・郵便業	(▲ 4.6 %)
卸売・小売業	(2.1 %)	金融・保険業	(23.9 %)
不動産業	(38.2 %)	学術研究、専門・技術サービス業	(▲ 6.0 %)
宿泊業、飲食サービス業	(27.1 %)	生活関連サービス業、娯楽業	(21.2 %)
医療・福祉	(12.4 %)	サービス業(他に分類されないもの)	(28.7 %)

主要産業別新規求人数(九州・沖縄)



九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和3年8月

項 目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合 計	
1 新規求職者数 季節調整値	人	17,229	5.8	3,065	7.0	4,896	5.1	5,343	▲ 3.2	4,113	5.3	4,291	9.4	6,325	4.5	5,879	33.5	51,141	7.4
		18,784	▲ 0.5	3,371	2.6	5,495	2.1	5,597	▲ 11.0	4,433	1.6	4,558	0.8	6,906	▲ 3.2	6,976	5.9	56,120	▲ 0.6
2 新規求人数 季節調整値	人	33,540	11.8	5,684	11.8	7,950	13.9	12,196	17.9	7,590	5.4	9,419	18.4	13,350	10.8	7,455	18.6	97,184	13.1
		36,405	3.8	6,392	▲ 5.5	8,976	▲ 2.0	13,742	6.3	8,016	▲ 5.1	10,026	2.7	13,918	▲ 9.1	8,455	10.8	105,930	0.8
3 有効求職者数 季節調整値	人	93,485	5.1	14,700	▲ 0.4	22,438	▲ 1.3	28,138	▲ 2.5	19,026	1.0	19,970	▲ 1.5	31,632	0.1	30,190	6.6	259,579	2.1
		93,955	2.9	14,951	2.2	22,966	1.0	27,890	1.0	19,434	2.5	19,743	▲ 0.2	32,055	▲ 0.7	31,079	6.7	262,073	2.2
4 有効求人数 季節調整値	人	99,062	9.0	17,445	16.9	23,674	13.7	35,644	15.2	22,249	10.6	26,038	16.5	39,652	18.8	21,121	11.5	284,885	12.9
		100,367	1.6	18,644	0.9	24,409	0.3	37,277	0.0	23,011	0.8	26,952	▲ 0.4	41,656	▲ 1.9	22,498	1.2	294,814	0.5
5 就職者数	人	3,828	▲ 2.3	1,071	11.8	1,655	2.4	1,724	▲ 0.8	1,425	▲ 2.6	1,557	5.3	2,161	▲ 4.9	1,336	1.1	14,757	▲ 0.1
6 紹介件数	件	14,934	▲ 4.5	2,922	4.0	4,866	0.4	4,373	▲ 8.3	3,857	▲ 0.7	4,034	0.3	5,503	▲ 7.1	4,167	▲ 0.7	44,656	▲ 3.1
7 新規求人倍率 季節調整値	倍	1.95	0.11	1.85	0.08	1.62	0.12	2.28	0.41	1.85	0.01	2.20	0.17	2.11	0.12	1.27	▲ 0.16	1.90	0.10
		1.94	0.08	1.90	▲ 0.16	1.63	▲ 0.07	2.46	0.40	1.81	▲ 0.13	2.20	0.04	2.02	▲ 0.12	1.21	0.05	1.89	0.03
8 有効求人倍率 季節調整値	倍	1.06	0.04	1.19	0.18	1.06	0.14	1.27	0.20	1.17	0.10	1.30	0.20	1.25	0.19	0.70	0.03	1.10	0.11
		1.07	▲ 0.01	1.25	▲ 0.01	1.06	▲ 0.01	1.34	▲ 0.01	1.18	▲ 0.02	1.37	0.00	1.30	▲ 0.02	0.72	▲ 0.04	1.12	▲ 0.02
9 雇用保険 被保険者数	千人	1,779	0.3	242	0.4	366	▲ 0.8	501	0.6	334	▲ 0.3	303	0.3	465	0.2	448	0.9	4,438	0.2
10 雇用保険 受給者実人員	人	24,462	▲ 7.8	3,621	▲ 1.8	6,146	▲ 7.4	7,953	▲ 9.3	5,621	▲ 3.8	5,054	▲ 3.8	7,484	▲ 0.6	6,799	▲ 11.1	67,140	▲ 6.6

(注) 1 1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2 9は一般、高齢、短時間を含む、10は基本手当基本分(高年齢、特例を除き、短時間を含む)。

3 各県の左側は実数。右側は前年比(%・ポ)、ただし季節調整値は前月比(%・ポ)。

ハローワークインターネットサービスを活用しましょう 「求人者マイページ」がさらに便利になります（9月21日更改予定）

ハローワークが運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能が9月21日（予定）にさらに便利になります。求人活動にぜひご活用ください。

「求人者マイページ」とは

求人者マイページは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。ハローワークインターネットサービスからオンライン上で開設できます。

求人者マイページの新しい機能

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける（オンラインハローワーク紹介）

- ハローワークから求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
 - 求職者とのやりとりを求人者マイページで完結できるため、採用業務が効率化します。
 - 応募者の情報を一元的にデータで管理できるため、個人情報の管理がしやすくなります。
- ※ オンラインハローワーク紹介を受けるには、求人者と求職者がともにマイページを開設している必要があります。

オンラインハローワーク紹介の流れ

① 求人情報を掲載する

② ハローワークが求人者へ求人応募の可否を確認する

求人応募が可能か確認するため、ハローワークから求人者に対し電話連絡を行います。

※ 平日夜間や土曜日など求人者との連絡がつかない場合などには、電話連絡なくオンラインハローワーク紹介を行うことがあります。

③ 求職者が対象の求人に応募する

ハローワークが求職者マイページに送った求人に、求職者が応募すると職業紹介が成立します。求人者マイページに応募通知が届き、紹介状や応募者の志望動機等を確認できます。

※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員が職業相談の中で希望条件等の求職内容を確認している方を対象に、求人との適合性を判断した上で紹介するものです。

※ 紹介後、応募期限内（通常1週間程度）に求職者が応募しない場合もあります。

④ 採用選考をする

マイページのメッセージ機能で応募者と面接日時等の調整をし、選考を行ってください。

⑤ マイページから選考結果の通知

採用選考終了後は、速やかに応募者・ハローワークに選考結果を連絡してください。選考結果の連絡は、マイページから行うことができます。



応募書類の管理や採否入力が効率化します

- 求職者がオンラインで応募した場合、求人者マイページ上で応募者の志望動機や応募書類等を速やかに確認することができます。
- 求人者マイページの「メッセージ機能」を使い、応募者と面接日時等の調整ができます。
- 求職者やハローワークへの選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務を効率化できます。

求職者からの応募を直接受け付けることができます（オンライン自主応募）

- 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができますようになります。
- ハローワークに求職登録をしている求職者と、ハローワークインターネットサービスのみに登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。



オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。

※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金

- オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- オンライン自主応募を受け付けるには、求人者マイページから求人ごとに設定が必要です。本機能の開始後、利用したい場合は求人者マイページから変更してください。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人で、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができません。

※ 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理画面」の応募者一覧の「応募方法」の欄で確認することができます。

求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスから

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

求人者の方は「事業主の方」
のメニューをご利用ください。



ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークでの求人申込は事業所所在地を管轄するハローワークまで（全国のハローワーク所在地一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

ハローワークに求職登録して求職者マイページを開設しよう 「求職者マイページ」がさらに便利になります（9月21日更改予定）

求職者マイページとは

求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

ハローワークに求職登録し求職者マイページを開設するとできること

すでにできる機能

- ・ ハローワークインターネットサービスで求人情報を探す際、検索条件や気になった求人情報を保存する
- ・ ハローワークで紹介した求人内容や紹介状、応募履歴を確認する
- ・ 応募した求人企業や団体の担当者とメッセージ機能で直接やりとりする
※求人者側がマイページを開設している場合
- ・ ハローワークからの求人情報やお知らせを受け取る

新しい機能

- ・ **ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける**
（オンラインハローワーク紹介）→詳しくは裏面をご覧ください
- ・ **ハローワークインターネットサービスで探した求人にハローワークの職業紹介を受けずに
ご自身でマイページから直接応募する（オンライン自主応募）**→詳しくは裏面をご覧ください
- ・ **求職情報の確認・変更や求職登録の有効／無効の設定をする**

全機能を利用するにはハローワークに求職登録が必要です。

ハローワークで求職登録済みで、求職者マイページを開設していない方はハローワークへご相談ください。

ハローワークでは、他にもいろいろなサービスを受けられます

- ① ハローワークでのご相談、職業紹介
- ② 履歴書や職務経歴書など応募書類の作成支援
- ③ 面接時のマナーや心構えについてのアドバイスや模擬面接など面接対策支援
- ④ 各種セミナー
- ⑤ 各種面接会、職場見学会等のイベント

◇まだハローワークをご利用になられていない方へ

- ・ ハローワークインターネットサービス上の登録のみで求職者マイページの開設ができます。
- ・ 求職者マイページを開設することで、求人への直接応募(オンライン自主応募※)など自主的な就職活動ができます。（→※詳しくは裏面をご覧ください。）
- ・ ただし、求職者マイページの一部の機能は利用できません。求職者マイページ開設後にマイページの全ての機能を含め、ハローワークの様々なサービスをご利用になりたい場合は、お気軽にハローワークにご相談ください。



求職者マイページの新しい機能

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける（オンラインハローワーク紹介）

- ハローワークから求職者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
 - 求職者マイページに届いたハローワークがお勧めする求人情報について、志望動機等を作成し、オンライン上で求人に応募することができます。
- また、応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。

※ このサービスは、ハローワークで求職登録をした上で求職者マイページを開設した場合のみに利用できます。

※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員がこれまでの職業相談を通じて、希望する求人条件等を確認している方を対象に、求人との適合性を判断した上で行うサービスです。

オンラインハローワーク紹介を希望した場合も、すべての方に対応できないことがあります。

オンラインハローワーク紹介対象求人 金2件中最新の求人を表示しています。

オンラインハローワーク紹介
対象求人を全て表示

職種	介護福祉士	有効	
受付年月日	2021年9月21日 応募期限日:2021年11月30日		
求人区分	フルタイム	就業時間	(1)09時00分～17時00分
事業所名	株式会社ハローワークケア	休日	他 週休二日制:その他 年間休日数:108日
就業場所	東京都千代田区	年齢	制限あり ~59歳以下
仕事の内容	グループホーム(2ユニット:18人定員)にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いたします。		
雇用形態	正社員	求人番号	13010-09999999
賃金 (手当等を含む)	205,000円～290,000円	公開範囲	1:事業所名等を含む求人情報を公開する
経験不問 学歴不問 資格不問 時給外労働なし 転勤なし 通勤手当あり 駅近(徒歩10分以内) マイカー通勤可			
UI/UX歓迎 トライアル雇用活用			
求人数:1名			
詳細を表示			

「詳細を表示」をクリックすると求人情報画面↓が表示されます。

ホーム	求人検索	求職活動状況	メッセージ	求職者情報・設定
ホーム > 求人検索				
求人情報				
この画面で表示される求人情報は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、募集により応募条件の提示を受けてください。				
求人票を表示 求職情報照会サイトを開く 事業所画像情報 応募しやすに保存 応募(ハローワーク紹介)				
「応募(ハローワーク紹介)」ボタンから応募すると、「オンラインハローワーク紹介」となり、ハローワークの紹介状が発行されます。詳細はこちらをご覧ください。				
求人番号: 13010-09999999				
受付年月日: 2021年9月21日				
紹介期限日: 2021年11月30日				

ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する（オンライン自主応募）

- ハローワークインターネットサービスで探した求人情報に（オンライン自主応募の対象求人に限ります）ハローワークを介さずに直接応募することができます。
 - 求職者マイページから志望動機等を作成し、オンライン上で応募することができます。
- 応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。



オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。
また、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件とする助成金は支給されません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

ハローワークインターネットサービスや求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時: 月曜～金曜 9:30～18:00 (年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークでの求職登録は、お近くのハローワークまで（全国のハローワーク所在地一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

報道関係者 各位

令和3年10月1日発表

【照会先】

労働基準部 監督課 賃金室

賃金室長 鈴木 裕充

室長補佐 諏訪田 浩

(代表電話) 092 (411) 4578

(直通電話) 092 (411) 4551

本日から福岡県最低賃金額は870円になりました ～業務改善助成金をご利用ください～

福岡労働局長（^{ふじえだ しげる}藤枝 茂）は、令和3年8月5日に福岡地方最低賃金審議会（会長：

^{ひらき しんお}平木 真朗）から福岡県最低賃金を28円引き上げて時間額870円とする答申を受けた

ことから所要の手続きを経て、福岡県最低賃金を時間額870円とする改正決定を9月

1日付けの官報で公示しました。その結果、本日より、福岡県最低賃金額は870円に

なりました。

- 1 福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
(別添資料1参照)
- 2 福岡県最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した方法による計算をしたところ、福岡県最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められませんでした。
- 3 福岡労働局では、改定された最低賃金の周知広報に努めるとともに、その履行確保を図っていきます。
- 4 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための制度である「業務改善助成金」（別添資料2参照）が8月1日に、より使いやすく拡充されるとともに、要件が緩和されており、その周知も図っていきます。

《 参考 》

1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額1時間842円に対し、引上げ額は28円、引上げ率は3.33%で、日額・時間額表示から時間額単独表示となった平成14年度以降、引上げ額、引上げ率とも最高であった。

2 福岡県最低賃金の改正の推移（令和2年度まで）

年度	最低賃金額 時間額（円）	引上げ額 （円）	引上げ率 （%）
平成25年度	712	11	1.57
平成26年度	727	15	2.11
平成27年度	743	16	2.20
平成28年度	765	22	2.96
平成29年度	789	24	3.14
平成30年度	814	26	3.17
令和元年度	841	27	3.31
令和2年度	842	1	0.12

3 業務改善助成金について

「業務改善助成金」とは、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

- ・ 支給対象となるのは、事業場規模100人以下で、労働者に支払う事業場内最低賃金と福岡県最低賃金の差額が30円以内となる事業者となっています。

この対象となる事業場が、事業場内最低賃金を最低20円以上引上げ、かつ、生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム（※）等の導入）や人材育成に係る

研修、業務改善のためのコンサルティング等いずれかを実施した場合に、その費用の一部を助成するものです。

今回の改正では、以下の（1）～（4）の内容に拡充、要件が緩和されています。

- （1）45円コースの新設（コースは、20円、30円、60円、90円を含め5つ）
- （2）同一年度内に2回申請することができます。
- （3）生産量要件（注1）に該当し、引き上げ額30円以上の場合、PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。
- （4）賃金要件（注2）、生産量要件のいずれかに該当する場合、新設された10人以上の上限額区分を利用できます。

【業務改善助成金に関する相談窓口】

最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談

業務改善助成金コールセンター (03-6388-6155)

福岡働き方改革推進支援センター (0800-888-1699)

【申請に係る問合せ・受付】

福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課 (092-411-4717)

(※) POSシステムとは、「Point of sale (販売時点情報管理)」の略で、日々の売上を商品の種類ごとに集計・分析して、そのデータを経営に活かすためのシステムや手法をいいます。

(注1) 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(注2) 賃金要件：事業場内最低賃金が900円未満の事業場

(別添資料)

- 1 みんなチェック！最低賃金。(福岡県最低賃金版)
- 2 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

福岡県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

870

28^円
UP
円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ
福岡労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roundoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

業務改善
助成金の
動画も
あります。



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引き上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3



労働局に
事業実施結果
を報告



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援センター](#)

[検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援資金](#)

[検索](#)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

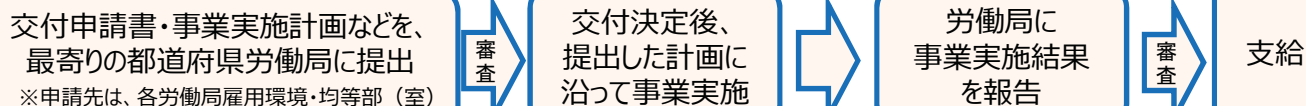
ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 業務改善助成金コールセンター
【受付時間】平日 8:30～17:15 ☎ 03-6388-6155
- ◆ 福岡働き方改革推進支援センター
【受付時間】平日 9:00～17:00 ☎ 0800-888-1699

助成金支給までの流れ



働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。



実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。



実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

報道関係者 各位

令和3年10月1日

【照会先】

福岡労働局労働基準部監督課

監督課長 石川 誠

過重労働特別監督監理官 坂田 憲一郎

(代表電話) (092) 411-4862

(直通電話) (092) 411-4521

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、福岡労働局においては「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談をフリーダイヤルで受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【過労死等防止啓発月間の取組概要】

1 国民の皆様への周知・啓発

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

【日時】11月5日(金) 15:00～17:00(受付14:00～)

【場所】オリエンタルホテル福岡 ヤマカサ(福岡市博多区博多駅中央街4-23)

【専用ホームページ】<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

[参加申込方法] 事前に上記ホームページからお申込みください。

※資料1案内リーフレット参照

(2) ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身に関わることであり、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、ホームページ掲載など周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（11月）の実施事項

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

【福岡労働局及び労働基準監督署で実施する事項】

1 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

2 過重労働相談受付集中週間の設置及び「過重労働解消相談ダイヤル」の実施

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、福岡労働局・各労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。また11月6日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-^{なくしまししょう}794-^{長い残業}713（フリーダイヤル）

実施日時：令和3年11月6日（土）9：00～17：00

福岡労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

厚生労働省では、過重労働相談受付集中週間において、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

ア 福岡労働局・労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-^{はい！}811-^{ろうどう}610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金17：00～22：00、土日・祝日9：00～21：00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

3 ベストプラクティス企業への職場訪問

福岡労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページで紹介します。

4 「過重労働解消のためのセミナー」の開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、事業主、企業の労務担当者を対象に、10月から12月を中心に、会場又はオンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

【専用ホームページ】<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

【参考資料】

令和2年度11月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

※令和3年5月26日記者発表資料より

【重点監督結果のポイント】

- 1 監督指導の実施事業場：397事業場
- 2 主な違反内容〔397事業場のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：79事業場（19.9%）
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：21事業場（26.6%）
 - うち、月100時間を超えるもの：11事業場（13.9%）
 - うち、月150時間を超えるもの：3事業場（3.8%）
 - うち、月200時間を超えるもの：1事業場（1.3%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：7事業場（1.8%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：34事業場（8.6%）
- 3 主な健康障害防止に係る指導の状況〔397事業場のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：131事業場（33.0%）
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：69事業場（17.4%）

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料
事前申込

日時

2021年11月5日(金)
15:00~17:00 (受付14:00~)

会場

オリエンタルホテル福岡 ヤマカサ
(福岡市博多区博多駅中央街4-23)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県精神保健福祉協会、
福岡県社会保険労務士会、福岡県高等学校教職員組合（順不同）

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

福岡会場

[基調講演]

「産業医から見る 過労自殺企業の内側」

大室 正志 氏 (大室産業医事務所代表)

[過労死遺族による体験談発表]

西垣 迪世 さん (過労死等防止対策推進兵庫センター共同代表幹事
兵庫過労死を考える家族の会)

桐木 弘子 さん (東九州過労死等を考える家族の会 代表)

大室 正志 氏

大室産業医事務所代表



大室産業医事務所代表。産業医科大学医学部医学科卒業。
専門は産業医学実務。ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会
社統括産業医、医療法人社団同友会産業医室を経て現職。
メンタルヘルス対策、感染症対策、生活習慣病対策など企
業における健康リスク低減に従事。現在約30社と産業医契
約。医療法人同友会顧問。社会医学系専門医・指導医。

著書「産業医が見る過労自殺企業の内側」(集英社新書)

会場のご案内

オリエンタルホテル福岡 ヤマカサ

(福岡市博多区博多駅中央街4-23)

・JR博多駅(筑紫口)より徒歩1分
・地下鉄博多駅(筑紫口東4番出口)より直結

・九州自動車道
[福岡I.C.]→福岡都市高速博多駅東(約5分)
[大宰府I.C.]→福岡都市高速半道橋(約10分)

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。
尚、定員になり次第締め切りさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死家族
☐ その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話: 0120-562-552 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

労働局長定例記者会見
配 付 資 料



新型コロナウイルス感染症に関わる 福岡の働く人と企業への主な支援の取り組み (令和3年9月時点)

令和3年10月1日
厚生労働省福岡労働局

雇用確保の支援策① 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき

支援策

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小
- ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った

事業主の申請に基づき、雇用調整助成金により、休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成

●事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めていただければ、令和3年11月30日まで特例措置を実施します。

○以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
(※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります)
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

12月以降の
取り扱いはいは
検討中

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。
(雇用調整助成金と同様に申請できます)

○助成額 (平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率(1人1日あたり15,000円もしくは13,500円が上限)

○助成率 ※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施。

判定基礎期間の初日		～4月末		5月～11月	
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5(10/10) 15,000円		4/5(9/10) 13,500円	
	業況特例(※1)【全国】	—		4/5(10/10) 15,000円	
	地域に係る特例 (福岡県対象)	緊急事態宣言(※2)		4/5(10/10) 15,000円	
		まん延防止等重点措置(※3)		4/5(10/10) 15,000円	
	原則的な措置【全国】	2/3(3/4) 15,000円		2/3(3/4) 13,500円	
大企業	業況特例(※1)【全国】	4/5(10/10) 15,000円		4/5(10/10) 15,000円	
	地域に係る特例 (福岡県対象)	緊急事態宣言(※2)		4/5(10/10) 15,000円	
		まん延防止等重点措置(※3)		4/5(10/10) 15,000円	

- ※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主
- ※2 緊急事態宣言対象区域において、特定都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主
- ※3 まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主

(注)括弧書きの助成率は
解雇等を行わない場合

【最低賃金引上げを踏まえた雇用維持の支援】

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる令和3年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わず支給します。

雇用確保の支援策②

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき		支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった		労働者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給
対象者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業主が休業させた ①中小企業の労働者 ②大企業のシフト労働者等（※1）のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※1）労働契約上、労働日が明確でない労働者（シフト制、日々雇用、登録型派遣）※雇用保険被保険者でない方も対象	
対象期間	上述①の労働者 令和2年4月1日から令和3年11月30日まで 上述②の労働者 (1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで (2) 令和3年1月8日から令和3年11月30日まで	
支援金額の算定方法	休業前の1日当たりの平均賃金×80%（※2）×（各月の暦日数－就労日等）（※2）上述②の労働者のうち令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%1日当たりの支給額（11,000円が上限、令和3年5月以降は9,900円（※3）が上限）（※3）地域特例：上限11,000円（福岡県対象） <u>緊急事態宣言が発令された対象地域及びまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事によるもの</u>	
手続き内容その他	①申請方法：郵送又はオンライン申請（労働者本人が直接申請するほか、事業主経由での申請も可能） ②必要書類：支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類、振込先口座確認書類、休業前及び休業中の賃金額を確認できる書類、（大企業の方のみ）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の陳明書及びその内容が確認できる書類。 ③お問い合わせ先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276（月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15）	

雇用確保の支援策③

産業雇用安定助成金

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき

支援策

・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍出向**により労働者の雇用を維持する場合

出向元事業主の共同申請（出向先分も共に行う）に基づき、**出向運営経費**（賃金、教育訓練等に係る経費等）、**出向初期経費**（就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等）の一部を助成

支給対象となる「出向」

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
 - ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）
- ※**出向の要件**
- ・**出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと**
 - ・**出向元と出向先が、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること**
 - ・**令和3年8月1日から、独立性が認められない事業主間で実施される出向についても、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向については助成対象**
 - ・出向を受け入れるために、**出向先で別の人を離職させていないこと**

○出向運営経費

出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

	中小企業(※1)	中小企業以外(※1)
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円/日	

助成内容

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：**中小企業2/3、中小企業以外1/2**

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※3)	各5万円/1人当たり(定額)	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成金の加算を行う。

働く人への主な支援策①

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
新型コロナウイルス感染症の影響で離職、休業、シフトが減った。今後のスナップアップのため、職業訓練を受講したい	各ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響等で離職した方等を対象に、職業訓練の情報提供や受講あっせん等をワンストップで実施する「コロナ対応スナップアップ相談窓口」を設置。 ●「公共職業訓練」（離職者訓練） 雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。 ●「求職者支援訓練」 雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。 「求職者支援制度」への特例措置の導入（令和4年3月末まで） ・職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置 月收入8万円以下→シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引上げ ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする。 ※訓練の受講には各種条件があります。詳しくはお問合せください。	● 公共職業訓練 ● 求職者支援訓練 【問合せ先】 都道府県労働局 ハローワーク 
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などにに関して相談したい * 企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かな相談対応 ・賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇・雇止め、労働条件引き下げに関する相談等	新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:092-411-4764 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)

働く人への主な支援策②

こんなとき		支援策	制度・窓口など
・委託を受けて個人で仕事をする方 ・新型コロナウイルス感染症に 対する対応で臨時休業等をした 小学校等に通う子どももの世 話を行う必要がある ・新型コロナウイルスに感染し たおそれのある子ども等小学 校等を休む必要がある子ども の世話を行う必要がある	《支援の内容》 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間において 仕事ができなかった日について、1日当たり6,750円（定額） ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点 措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を 有する方は7,500円（定額）	NEW 小学校休業等対応支援金を再開しました	小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事を する方向け） 【問合せ先】 雇用調整助成金、産業雇用 安定助成金、小学校休業等 対応助成金・支援金コール センター TEL:0120-60-3999 午前9時00分～午後9時00分 （土、日、祝日を含む） 【申請書の提出先】 ※受付：郵送のみ 学校等休業助成金・支援金受 付センター 〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号 学校等休業助成金・支援金 受付センター
	・新型コロナウイルス感染症に対 する対応で、臨時休校等した小 学校等に通う子どもの世話を 行うため、仕事を休まなければ ならない。企業に助成金を利用し てもらいたい。	NEW 小学校休業等対応助成金『個人申請分』等の運用を再開 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では「企 業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方から のご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金 の活用働きかけ等を行っています。 労働局からの小学校休業等対応助成金の活用働きかけに事 業主が応じない場合は新型コロナウイルス感染症対応休業支 援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方 はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請すること が可能です。	小学校休業等対応助成金に 関する特別相談窓口 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:092-411-4764 午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始 を除く）

働く人への主な支援策③

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに不安を感じている * 企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならない ※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和4年1月31日まで	母性健康管理措置 【問合せ先】 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:092-411-4894 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)

労災保険給付

職場で新型コロナウイルスに感染した場合は	制度・窓口など
業務によって新型コロナウイルスに感染した場合は労災保険給付の対象となります 【対象となるのは】 ・感染経路が業務によることが明らかな場合 ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合 (※) 例1 複数の感染者が確認された労働環境下での業務 (※) 例2 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務 ・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象 詳しくは厚生労働省HPのQ&A (項目「5 労災補償」) をご覧ください▶	労災保険給付 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ・遺族補償給付 【問合せ先】 都道府県労働局 労働基準監督署 

企業への主な支援策①（助成金）

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた	令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に ①～③全ての条件を満たした事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上支給）を整備 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知 ③当該休暇を合計して20日以上取得させた ●対象労働者1人当たり：28.5万円※1事業所当たり5人まで ※上記に加えて、上記休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」（15万円（1事業場につき1回限り））も設けています。	両立支援等助成金 （新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース） 【問合せ先】 都道府県労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL:092-411-4717 午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始を除く）
・中小企業事業主が新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者に、法定の介護休業等とは別の介護のための有給休暇制度を設け、休暇を取得させた	次の①②の条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得 【助成額】 ●対象労働者1人当たり 有給休暇 合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 ※1 中小事業主当たり1年度5人まで	両立支援等助成金 （介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」） 【問合せ先】 都道府県労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL:092-411-4717 午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始を除く）

企業への主な支援策②（助成金）

こんなとき		支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもへの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた	・以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた	※対象となる休暇の取得期間：令和3年9月30日まで ① 次のどちらも実施されていること。 （イ） 小学校等が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化。 （ロ） 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知 ・ テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）、ベビーシッター費用補助制度 等 ② 労働者1人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。 ● 1人あたり5万円：1事業主につき10人まで（上限50万円）	両立支援等助成金 （育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」） 【問合せ先】 都道府県労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL:092-411-4717 午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始を除く）
・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子ども ・新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども	《助成内容》 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、 有給休暇中に支払った賃金相当額、1日当たり13,500円（上限） ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円（上限）	《NEW》 小学校休業等対応助成金を再開しました 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、 有給休暇中に支払った賃金相当額、1日当たり13,500円（上限） ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円（上限）	小学校休業等対応助成金 【問合せ先】 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 午前9時00分～午後9時00分 （土、日、祝日を含む） 【申請書の提出先】 本社所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

休暇を取得した日	申請期限
令和3年8月1日～ 令和3年10月31日	令和3年12月27日(月)必着
令和3年11月1日～ 令和3年12月31日	令和4年2月28日(月)必着

企業への主な支援策③（助成金）

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など									
・新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に試行的に雇用	●以下の全てを満たす方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主 ①令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方（シフトの減少により実質的に離職と同様の状態にある方も含む） ②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超える方 ③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している方 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース</th><th>新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額（月額）</td><td>最大4万円 （最長3か月）</td><td>最大2.5万円 （最長3か月）</td></tr> <tr> <td>本人の希望</td><td>常用雇用 （所定労働時間：週30時間以上）</td><td>短時間労働 （所定労働時間：週20時間以上30時間未満）</td></tr> </tbody> </table> 事前にトライアル雇用求人ハローワーク等に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。		新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	支給額（月額）	最大4万円 （最長3か月）	最大2.5万円 （最長3か月）	本人の希望	常用雇用 （所定労働時間：週30時間以上）	短時間労働 （所定労働時間：週20時間以上30時間未満）	トライアル雇用助成金 （新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース） 【問合せ先】 都道府県労働局 ハローワーク 
	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース									
支給額（月額）	最大4万円 （最長3か月）	最大2.5万円 （最長3か月）									
本人の希望	常用雇用 （所定労働時間：週30時間以上）	短時間労働 （所定労働時間：週20時間以上30時間未満）									
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。 ●支給対象事業主（次の①～⑤をすべて満たす事業主） ①雇用保険の適用事業主 ②中小企業事業主（中小企業基本法、業種・労働者数・資本金で判断） ③新規にテレワークを導入・実施する事業主 ④就業規則又は労働協約にテレワークに関する事項が未整備であること。 ⑤過去に国又は地方公共団体等からテレワークの導入に関する助成金の支給を受けた事業主でないこと。 ※助成金の詳細についてはお問合せください。	人材確保等支援助成金 （テレワークコース） 福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL:092-411-4717 午前8時30分～午後5時15分 （土、日、祝日、年末年始を除く）									

企業への主な支援策④（その他）

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	● テレワーク相談センター テレワークに関する様々なご相談について、無料で対応しています。 ● 「テレワーク総合ポータルサイト」の開設 テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています。	テレワーク相談センター TEL:0120-861009 午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日を除く) テレワーク総合ポータルサイト 
・新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となった場合	事業に係る収入に相当の減少があった場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料等の納付の猶予を受けることができます。 すでに特例猶予の許可を受けている場合で、猶予期間内での納付が困難な場合は、猶予期間の延長が認められる場合もあります。（詳しくは相談を） ※延滞金が免除 ※財産の差押えや換価が猶予	労働保険料の納付の猶予制度 【問合せ先】 福岡労働局 労働保険徴収課 TEL:092-434-9832 労働基準監督署 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進 ※基本的な対策の実施状況を点検可能	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」 厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード 

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 (解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等)	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764 (直通)
○雇用調整助成金に関する相談	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー 福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署 4階 福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィックスセンタービル2階 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎 1階	092(761)5600 (直通) 092(402)0537 (直通) 093(616)0860 (直通)
○求人・雇用保険等に関する相談	【相談・申請受付】 ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 【相談】 ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西		
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口 福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口 北九州新卒応援ハローワーク (小倉) 特別相談窓口 北九州新卒応援ハローワーク (八幡) 特別相談窓口	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所 3階 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル 1 2階 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 2F 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	092(712)8609 (代表) 092(714)1556 (直通) 093(512)0304 (直通) 093(622)6690 (直通) 092(434)9711 (直通) 092(411)4894 (直通) 092(411)4798 (直通) 092(411)4764 (直通)
○派遣労働者に関する相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 1階	
○母性健康管理措置等に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階	
○職場における感染拡大防止に関する相談	福岡労働局労働基準部 健康課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階	
○小学校休業等対応助成金に関する相談 NEW	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	

福岡労働局のイベント等予定・トピックス

内容

タイトル 5(1)	【参集形式・オンライン】改正女性活躍推進法、改正育児・介護休業法等説明会 (事前予約制)
日 時	令和3年10月13日(水)～同年12月14日(火)
場 所	参集形式:4地区で各1回計4回、オンライン:計3回
内 容	令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者数101人以上の企業に拡大され、また、男性の育児休業取得促進などが規定された改正育児・介護休業法が令和4年4月1日以降順次施行されることから、これらの法改正について、事業主等に周知するために説明会を開催する 定員 参集形式:50～100名、オンライン:300人
担 当 者	雇用環境・均等部指導課 井上 TEL092-411-4894

タイトル 5(2)	【参集形式】雇用の維持・安定、人材確保のための支援制度説明会・個別相談会 (事前予約制)
日 時	(支援制度説明会) 令和3年10月18日(月)、10月19日(火) 時間:10:00～12:15、13:30～15:45(両日とも午前・午後各1回) (個別相談会) 令和3年10月22日(金) 時間:13:30～16:50
場 所	会場:産業雇用安定センター福岡事務所会議室 福岡朝日ビル6階 (福岡市博多区博多駅前2-1-1)
内 容	コロナ禍における雇用の維持・安定、人材の確保等を目指す事業主に対して各種支援制度を紹介するもの
担 当 者	職業安定部 職業安定課 本田・森田 TEL092-434-9801

タイトル 5(3)	【対面式】大学等合同会社説明会(事前予約制) ～令和4年3月大学等卒業予定者等対象～
日 時	令和3年10月6日(水)11:00～17:00 【1部】11:00～13:30 【2部】14:30～17:00
場 所	アクロス福岡イベントホール(福岡市中央区天神1-1-1 B2F)
内 容	令和4年3月大学等卒業予定者、3年以内既卒者、39歳までの求職者に対して、採用意欲のある県内企業の採用担当者から直接説明を受ける場を提供します。新型コロナウイルス感染防止対策にはご協力願います(マスクの着用、検温、消毒等)。 参加企業40社(20社×2部制)
担 当 者	職業安定部 職業安定課 落合・佐竹 TEL092-434-9802

福岡労働局のイベント等予定・トピックス

内容

タイトル 5(4)	【対面式】中小企業を対象とした合同会社説明会(事前予約制) ～令和4年3月大学等卒業予定者等対象～
日 時	令和3年10月7日(木)11:00～17:00 【1部】11:00～13:30 【2部】14:30～17:00
場 所	アクロス福岡イベントホール(福岡市中央区天神1-1-1 B2F)
内 容	※8月11日の「【対面式】中小企業を対象とした合同会社説明会」を中止したことによる代替開催分となります。よって、10月6日とは実質的に同内容で2日連続での【対面式】合同会社説明会となります。
担 当 者	職業安定部 職業安定課 落合・佐竹 TEL092-434-9802

タイトル 5(5)	「働きやすさ」度アンケートを実施します！ ～事業主向け・労働者向け～
内 容	・チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」が実施するオンラインアンケート(QRコード付き:福岡労働局HP)「働き手から選ばれる福岡県」の創造に向けた取組の一環としてオンラインアンケートを実施するもの ・事業主向け・労働者向けの2種類、「働きやすさ」度を5段階評価でチェック(所要時間約3分程度)
担 当 者	雇用環境・均等部 企画課 前田・谷 TEL092-411-4763

改正女性活躍推進法 改正育児・介護休業法等

説明会のご案内

参加費
無料

一部オンライン（ZOOM）形式 と 参集形式 の併用

令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者数101人以上の企業に拡大されます。

また、男性の育児休業取得促進などが規定された改正育児・介護休業法が令和4年4月1日以降順次施行されます。

これらの法改正について、最新情報をお届けしますので、是非ご参加ください。

参集形式（来庁）による参加（FAXにより申込）

番号	開催日時	会場	定員	申込期限
①	10月13日（水） 13:30～15:30	北九州市ウェルとばた 大ホール （北九州市戸畑区汐井町1番6号）	100	9月30日
②	10月26日（火） 13:30～15:30	えーるピア久留米 生涯学習センター視聴覚ホール （久留米市諏訪野町1830-6）	50	10月15日
③	11月12日（金） 13:30～15:30	飯塚コスモスコモン 中ホール （飯塚市飯塚14番66号）	100	10月31日
④	12月14日（火） 13:30～15:30	福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室ABC （福岡市博多区博多駅東2-11-1）	100	11月30日

オンライン（ZOOM）形式による参加（受付サイトより申込）

番号	開催日時	定員	申込期限
⑤	11月19日（金） 13:30～15:30 （接続開始 13:00～）	300	11月12日
⑥	11月24日（水） 13:30～15:30 （接続開始 13:00～）	300	11月17日
⑦	12月14日（火） 10:00～12:00 （接続開始 9:30～）	300	12月7日

※参加は申込順となります。定員に達しましたら参加をお断りする場合がございますので、ご了承ください。申込方法は裏面をご覧ください。

説明会の主な内容

- 1 改正女性活躍推進法
- 2 改正育児・介護休業法
- 3 パワハラ（労働施策総合推進法）の概要
- 4 不妊治療と仕事の両立について

説明会お申し込みから当日ご参加までの流れ

参集形式（来庁）による参加希望の方

参加申込書	送信先：福岡労働局雇用環境・均等部指導課 FAX092-411-4895		
① 10/13 ② 10/26 ③ 11/12 ④ 12/14 参加希望日 に○をつけて ください	申込者	事業所名： ご連絡先： TEL	
説明会参加者（定員の都合により1事務所2名までの参加をお願いいたします）			
所属部署		役 職	氏 名

事前にFAX送信の上、説明会当日も、この「参加申込書」（写）を受付に提出してください。

※今後の状況によっては、やむなく**中止**や**変更**がある場合がございます。

これらの場合はこちらからご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。

※可能な限り**公共交通機関**でお越しください。（各会場とも有料駐車場の台数に限りがあります）

ZOOMによるオンライン配信希望の方

①参加希望の方は、下記登録用URLにアクセスいただき、会社名、お名前、メールアドレス等を事前にご登録ください。

URL: <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>



労働局 受付サイト

で検索！



申込先QRコード

②受付完了メールにて、URL, ID, パスワードを通知しますのでご確認ください。

③当日、接続開始時間になりましたら、受付完了メールに記載されているURLにアクセスいただき、ご参加ください。

お問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
福岡労働局雇用環境・均等部指導課 井上、島崎
TEL: 092-411-4894 / FAX: 092-411-4895



事業主の皆様の雇用の維持・人材確保等を支援します。

参加費
無料

雇用の維持・安定、人材確保のための

支援制度説明会・個別相談会を開催します。

コロナ禍における雇用の維持・安定、人材の確保等を目指す事業主の皆様に支援制度をご紹介しますので、ぜひご参加ください。

「雇用シェア（在籍型出向）」「産業雇用安定助成金」

○新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が「雇用シェア（在籍型出向）」を実施する際の制度の流れとそれに伴う経費を助成する「産業雇用安定助成金」をご紹介します。

○制度改正により子会社間の出向など独立性が認められない事業主間でも利用できるようになり、出向元・出向先双方の賃金等の経費負担を軽減できます。

「業務改善助成金」

○事業場内最低賃金の引き上げを図るための「業務改善助成金」の対象人数拡大や助成額の引き上げを行いました。

「働き方改革」

○「働き方改革」は「魅力ある職場づくり」による生産性向上、人手不足解消を図るチャンスです。活用できる各種助成金等の支援サービスをご紹介します。

お申込みは裏面をご覧ください

日 時		会 場
「支援制度説明会」 ①令和3年10月18日（月） ②令和3年10月19日（火）	両日とも午前・午後各1回開催 10:00～12:15 13:30～15:45	産業雇用安定センター福岡事務所 会議室 福岡朝日ビル6階 （福岡市博多区博多駅前2-1-1）
「個別相談会」 ③令和3年10月22日（金）	13:30～16:50 （1社 40分程度）	
<内容> ◆雇用シェア（在籍型出向制度）の概要について ◆産業雇用安定助成金の概要について ◆業務改善助成金の概要について ◆働き方改革支援の概要等について ◆福岡県の主な雇用維持・人材確保支援施策について		

●「雇用シェア（在籍型出向制度）」とは	●「産業雇用安定助成金」とは
・在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約により、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び一定期間継続して勤務することをいい、従業員の雇用を守ることができます。	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が「在籍型出向」を実施する際に出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。
●「業務改善助成金」とは	●「働き方改革」への支援とは
・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。	・働き方改革による「魅力ある職場づくり」の実現を支援する労務管理の専門家による相談・助言サービス（働き方改革推進センター）や労働関係助成金を是非ご活用ください。

■主催：厚生労働省福岡労働局・福岡県・公益財団法人産業雇用安定センター福岡事務所
■後援：経済産業省九州経済産業局



「支援制度説明会」及び「個別相談会」 参加申込書



下記の申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

FAX : 092-434-5272

※希望される参加日に☑をつけてください

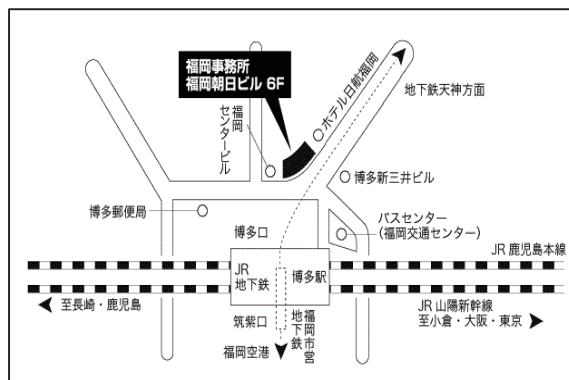
開催日		時間	会場		
☐	①支援制度説明会 (先着20社限定)	10:00~12:15	産業雇用安定センター 福岡事務所 会議室 福岡朝日ビル6階 (福岡市博多区博多駅前2-1-1) ※個別相談会も同じ会場となります		
☐	令和3年10月18日(月)	13:30~15:45			
☐	②支援制度説明会 (先着20社限定)	10:00~12:15			
☐	令和3年10月19日(火)	13:30~15:45			
☐	③個別相談会 令和3年10月22日(金)	13:30~16:50 (1社 40分程度) お申し込み順に時間帯を調整の上、産業雇用安定センターからご連絡します。 なお、複数のご相談をご希望の場合は、後日、個別に対応させていただく場合があります。	※希望される相談内容に☑をつけてください		
フリガナ			☐	雇用シェア(在籍型出向制度)	
企業名			☐	産業雇用安定助成金の申請等	
			☐	業務改善助成金の申請等	
			☐	働き方改革等の助言	
住 所	〒				
電話番号					
		参加者 (役職) (氏名)	(役職)		
			(氏名)		
			(役職)		
			(氏名)		

※ご記入いただいた個人情報は、当説明会・相談会以外の目的に使用することは一切ありません。

※定員に達した場合は、個別に対応いたします。

新型コロナウイルス感染予防について

- ☐ 相談会では、マスクのご着用をお願いします。
- ☐ 咳や熱などの風邪症状がある場合は、参加をお控えください。



【お問合せ先】 公益財団法人 産業雇用安定センター 福岡事務所
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル6階
☎ 092-475-6295

大学等

予約制

※予約方法は裏面

2021年

10月6日

水

合同会社 説明会

参加無料

履歴書不要

参加 対象者

2022年3月大学等(大学院・大学・短大・高専・専修・能力開発施設2年訓練課程)卒業予定者及び3年以内既卒者(平成30年3月以降卒業者)、39歳までの求職者



開催時間 11:00～17:00 (受付時間 10:30～16:30)

◆(1部) 11:00～13:30

◆(2部) 14:30～17:00

会場

アクロス福岡 イベントホール (福岡市中央区天神1-1-1 B2F)

定員

事前予約制

各回
70名

参加 企業

40社
《20社×2部制》

次回開催予定
11月(対面合説)



9月中旬参加予約受付開始(予定)



「セミナー・合同会社説明会情報」をご確認ください。
<https://www.ssc-f.net>

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。



対面型会場での大切なお願い

新型コロナウイルス感染リスクから身近な人を守るために



1. 当日は感染症対策にご協力ください(マスクの着用、検温、消毒等)
2. 咳や熱などの風邪症状がある場合は入場できません
3. 会場ではご自身でも密を避けた行動を心がけて
4. 手指消毒やこまめな手洗いで感染対策

※この事業は「雇用保険の基本手当」の支給を受けるための求職活動として認められています。

福岡県若者就職支援センター TEL 092-720-8832 / FAX 092-725-1776

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス12階

主催: 厚生労働省福岡労働局・福岡新卒応援ハローワーク、福岡県、福岡県若者就職支援センター(公益社団法人 福岡県雇用対策協会)、福岡新卒者等人材確保推進本部

共催: 福岡市

後援: 北九州市、久留米市、飯塚市

※本事業は、厚生労働省「若年者地域連携事業」の一環として実施するものです。

予約方法 < 参加には事前予約が必要です。 >

*パソコン、スマートフォン、携帯電話等からお申し込みください。

*パソコン等からのお申し込みが困難な方は、【092-720-8832】へお電話ください。

*定員になり次第、締め切ります。

定員
各回70名

定員は各回 70 名 ※複数申込可能

1部(11:00~13:30)

2部(14:30~17:00)

開催スケジュール

1部

★企業PRタイム 11:00 ~ 11:30

★企業個別説明会 11:30 ~ 13:30

2部

★企業PRタイム 14:30 ~ 15:00

★企業個別説明会 15:00 ~ 17:00

予約・参加企業の
情報はこちらから

<https://www.ssc-f.net>

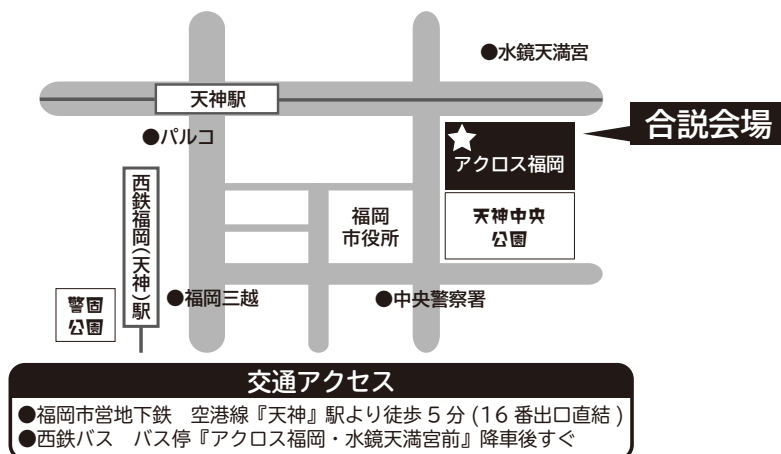


※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。
※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

※個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報は、本合同会社説明会の運営目的のみで使用します。
2. 個人情報は、厳正な管理の下で安全に保管し、ご本人の同意なく無断で使用することはありません。
3. 個人情報は、ご本人からの削除・訂正等のお申し出に対し速やかに対処します。

会 場 **アクロス福岡 イベントホール** (福岡市中央区天神 1-1-1 B2F)



<https://www.ssc-f.net>
福岡県若者就職支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス 12 階

TEL 092-720-8832
FAX 092-725-1776

中小企業による

参加無料

履歴書不要

合同会社 説明会

予約制

※予約方法は裏面

2021年

10月

7日

木
日

参加
対象者

2022年3月大学等卒業予定者、3年以内既卒者、
39歳までの求職者



会場：アクロス福岡 イベントホール (福岡市中央区天神1-1-1 B2F)

開催
時間

11:00 ~ 17:00 (受付時間 10:30 ~ 16:30)

◆(1部) 11:00 ~ 13:30

◆(2部) 14:30 ~ 17:00

定員

事前予約制

各回
70名

参加
企業

40社
《20社×2部制》

次回開催予定
11月(対面合説)

福岡県
若者就職
支援センター

9月中旬参加予約受付開始(予定)



「セミナー・合同会社説明会情報」をご確認ください。
<https://www.ssc-f.net>



対面型会場での大切なお願い
新型コロナウイルス感染リスクが身近な人を守るために



1. 当日は感染症対策にご協力ください(マスクの着用、検温、消毒等)
2. 咳や熱などの風邪症状がある場合は入場できません
3. 会場ではご自身でも密を避けた行動を心がけて
4. 手指消毒やこまめな手洗いで感染対策

※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

※この事業は「雇用保険の基本手当」の支給を受けるための求職活動として認められています。

福岡県若者就職支援センター TEL 092-720-8832 / FAX 092-725-1776

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス12階

主催：厚生労働省福岡労働局、福岡県若者就職支援センター(公益社団法人 福岡県雇用対策協会)、福岡新卒者等人材確保推進本部

共催：福岡県、福岡市

※本事業は、厚生労働省「若年者地域連携事業」の一環として実施するものです。

予約方法 < 参加には事前予約が必要です。 >

*パソコン、スマートフォン、携帯電話等からお申し込みください。

*パソコン等からのお申し込みが困難な方は、【092-720-8832】へお電話ください。

*定員になり次第、締め切ります。

定員
各回70名

定員は各回 70 名 ※複数申込可能

1部(11:00~13:30)

2部(14:30~17:00)

開催スケジュール

1部

★企業PRタイム 11:00 ~ 11:30

★企業個別説明会 11:30 ~ 13:30

2部

★企業PRタイム 14:30 ~ 15:00

★企業個別説明会 15:00 ~ 17:00

予約・参加企業の
情報はこちらから

<https://www.ssc-f.net>

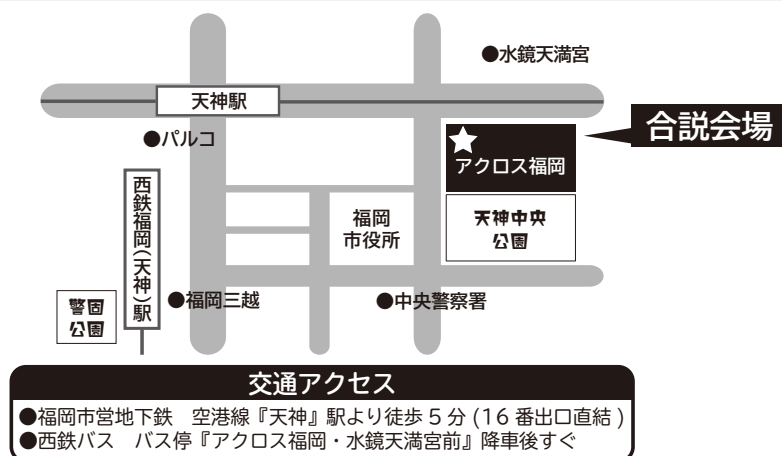


※携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。
※優先席付近では、混雑時には携帯電話・スマートフォンの電源をお切りください。

※個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報は、本合同会社説明会の運営目的のみで使用します。
2. 個人情報は、厳正な管理の下で安全に保管し、ご本人の同意なく無断で使用することはありません。
3. 個人情報は、ご本人からの削除・訂正等のお申し出に対し速やかに対処します。

会 場 **アクロス福岡 イベントホール** (福岡市中央区天神 1-1-1 B2F)



<https://www.ssc-f.net>
福岡県若者就職支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス 12 階

TEL 092-720-8832
FAX 092-725-1776

事業主の皆様へ・企業で働く皆様へ

職場の「働きやすか」度 アンケート にご協力ください！

あなたの職場は働きやすいですか？

働きやすか福岡の実現を目指すため、アンケートを実施しますのでご協力をお願いします！

アンケート実施期間：令和3年10月1日～令和3年10月31日

お答えいただいた内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。

オンラインアンケートはこちら
事業主向け・働く方向け



アンケートは3分程度
で終わります！



スマホ
でもOK！



コロナ禍でも「働き方改革」は進める必要があります。

働く環境は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く方々のニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症を踏まえた人や企業の価値観や行動の変化に直面しています。

生産性の向上とともに就業機会の拡大や意欲・能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境を整えることが必要です。

このオンラインアンケートはチャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」が実施しています。

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」は、国・県・労使一体で、福岡県の働き方改革を推進するための取組を行っています。詳細裏面→

【構成員】

福岡県経営者協会・福岡県商工会議所連合会・福岡県商工会連合会・福岡県中小企業団体中央会・福岡銀行協会・福岡県社会保険労務士会・福岡県中小企業診断士協会・日本産業カウンセラー協会九州支部・日本労働組合総連合会福岡県連合会・福岡県・九州経済産業局・福岡労働局（順不同）

このアンケートに関するお問い合わせ先 福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 TEL 092-411-4763 FAX092-411-4895

令和3年9月作成

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」の取組

目指す姿

～職場の魅力を高め、 「福岡で働く」「福岡で働きたい」を増やす！～

多様な人材が活躍できる魅力ある職場づくりの輪を広げ、誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、安心して子どもを生み育てていくことができる魅力ある地域として、「働き手から選ばれる福岡県」の創造に向け、チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」は官民一体となり、県内4地域で「働き方改革」の実践を更に推進していきます。

【参考情報】

働き方改革推進のためのホームページ・各種支援

福岡労働局 働き方改革特設ページ



「働き方改革」に取り組む企業の課題に応じた相談窓口、活用できる支援制度、先進企業の取組事例を紹介しています。

福岡県 働き方改革推進事業ポータルサイト



働き方改革の必要性・メリットや県内の働き方改革実践企業（よかばい・かえるばい企業）の取組事例、働き方改革に関するセミナー情報等を紹介しています。

福岡働き方改革推進支援センター



中小企業・小規模事業者の皆様の、働き方改革に係る様々な課題に対応するワンストップ相談窓口です。

福岡県 働き方改革地域実践事業



県内4地域で、実践的なワークショップを開催するとともにアドバイザーの個別伴走支援により働き方改革の実践まで支援します。

厚生労働省
福岡労働局

ホーム

<労働者向け> 福岡「働きやすか」度アンケート

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」は、福岡県内の働き方改革を推進することを目的として、あなたの職場の「働きやすか」度に関するアンケート調査を実施しています。
ご回答いただきました内容については、今後の働き方改革を推進するための取り組みを行う上で、参考にさせていただきます。
なお、ご回答いただきました内容については、本アンケート調査以外には使用いたしません。

<質問1>

あなたの職場の「働きやすか」度を5段階で評価してください。

[必須]

☐ ばり、働きやすか ☐ 働きやすか ☐ 普通ばい ☐ 働きにくか ☐ ばり、働きにくか

あなたの職場の「働きやすさ」に関する各項目の評価について、あてはまるものを選択してください。

<質問2-1>

残業が少ない

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-2>

有給休暇がとりやすい

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-3>

柔軟な勤務制度(体制)※がある

※短時間勤務制度、フレックスタイム制、テレワーク等

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-4>

ダイバーシティ※を推進している

※女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備等

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-5>

積極的な育児・介護の支援制度がある

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-6>

ハラスメント対策がとられている

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-7>

メンタルヘルス対策がとられている

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-8>

従業員のキャリア形成を積極的に支援している

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-9>

従業員の業績や能力等を評価する仕組みがある

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

<質問2-10>

上司・同僚に相談しやすい

[必須]

☐ あてはまる ☐ ややあてはまる ☐ どちらともいえない ☐ あまりあてはまらない ☐ あてはまらない

各項目について、あてはまるものを選択してください。

<質問3-1> 業種 [必須]	☐ 農林漁業 ☐ 電気・ガス・水道・熱供給業 ☐ 卸売・小売業 ☐ 宿泊・飲食サービス業 ☐ サービス業(他に分類されないもの) ☐ その他	☐ 建設業 ☐ 情報通信業 ☐ 金融・保険・不動産・物品賃貸業 ☐ 理美容・クリーニング・娯楽業 ☐ 公務	☐ 製造業 ☐ 運輸・倉庫業 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 医療・福祉
<質問3-2> 会社全体の従業員規模 ※わからない場合は、あなたの職場の従業員規模を選択してください。 [必須]	未選択		
<質問3-3> 事業所の所在地 [必須]	未選択		
<質問3-4> 年齢 [必須]	未選択		
<質問3-5> 雇用形態 [必須]	☐ 正規雇用労働者(正社員) ☐ 非正規雇用労働者(パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等)		
<質問3-6> 本アンケート回答のきっかけ (どちらから案内をお受けになりましたか。) [必須]	☐ 福岡県経営者協会 ☐ 福岡県商工会議所連合会 ☐ 福岡県商工会連合会 ☐ 福岡県中小企業団体中央会 ☐ 福岡銀行協会 ☐ 福岡県社会保険労務士会 ☐ 福岡県中小企業診断士協会 ☐ 日本産業カウンセラー協会 ☐ 日本労働組合総連合会福岡県連合会 ☐ 福岡県 ☐ 九州経済産業局 ☐ 福岡労働局 ☐ テラシ ☐ その他		

送信内容確認

↑ PageTop